

令和 年 月 日議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 3 1 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町要綱第 2 2 号

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第 2 2 号

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱（令和 6 年佐用町要綱第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- （1） 事業年度 補助金の交付を受けようとする年度をいう。
- （2） 新婚世帯 事業年度の前年度の 1 月 1 日から事業年度の 3 月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
 - ア 婚姻を機に新たに住宅を取得する費用
 - イ 婚姻を機に新婚世帯が居住する目的で住宅をリフォームする費用
 - ウ 住宅物件の賃借に係る賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料
- （3） 住居費 次のアからウのいずれかに係る実費をいう。なお、住居費に付随して発生することが多い経費のうち、対象外等となるものは別表 1 のとおりとする。
- （4） 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

第 3 条第 5 号中「別表 2 による家賃補助又は住宅取得」を「補助対象となる経費について、他の公的制度による」に改める。

第 4 条第 3 項中「令和 6 年」を「事業年度の」に改め、「令和 7 年」を削る。

第 5 条第 2 項中「令和 7 年」を「事業年度の」に改める。

附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

別表 2 を削る。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。